

社会保険病院等を保有している独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（RFO）の存続期間の2年延長について

1. RFOの存続期間を延長する必要性

- 社会保険病院等（62病院）の保有者である独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（RFO）は、現行法では本年10月1日に解散。9月30日までに何らかの法的措置が講じられない場合には、RFOの解散により病院を運営する法的根拠がなくなる事態が発生。この事態は回避する必要。
- RFOの存続期限が間近に迫る中、こうした非常事態の発生を未然に防止するため、RFOの存続期間を2年間延長する必要。

【独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法 第20条第1項】
機構は、その成立の日から起算して五年を経過した日に解散する。

注）RFOの成立の日は平成17年10月1日のため、
解散する日は平成22年10月1日。

2. 法案の内容等

- 議員立法により、RFOの存続期間を2年間延長する（平成24年9月30日まで）
- 公布の日から施行する